

差出票登録・事前差出情報登録システム利用規約

日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)のビジネス向けポータルサイト「JP Business ToolBox」(以下「本サイト」といいます。)を通じて提供する「差出票登録・事前差出情報登録システム(以下「本サービス」といいます。)」について、以下のとおり個別規約(以下「本個別規約」といいます。)を定めます。

第1条(規約の範囲)

- 1 本個別規約は、本サービスの利用を希望し、又は利用する利用者(以下単に「利用者」といいます。)に適用されるものとし、利用者は、本サービスを利用するに当たり、本個別規約を遵守するものとします。
- 2 JP Business ToolBox 利用規約(以下「本規約」といいます。)と本個別規約に定める内容とが異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、本個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
- 3 本個別規約を変更する場合、当社は、本サイトへの掲載その他の当社が適切と認める方法で変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、変更適用日後も利用者が本サービスの利用を継続した場合には、利用者が本個別規約の変更合意したものとなし、当社と利用者との間では、本個別規約の変更後の内容が効力を生じるものとします。

第2条(本サービスの内容)

- 1 当社は、本サービスにより次の各号に定めるサービスを提供します。

(1) 差出票登録

内国郵便約款第53条(注1)1の当社所定の書面に記載すべき事項を本サービスに登録することにより、別納郵便物及び後納郵便物その他当社が別に指定する荷物の差出しの際に添える二次元コードを発行するサービス。

(2) 事前差出情報登録

内国郵便約款料金表に定めるところにより、当社が必要と認めるとき、当社の指示するところにより、差し出そうとする郵便物等の概数その他当社が指示する事項を記載した書面(以下「差出計画書」といいます。)に記載すべき事項を本サービスに登録することにより、書面その他の方法による当社への提出に代えることができるサービス。

第3条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するに当たり、本規約第8条の各号のいずれか又は次の各号に該当する行為、もしくは当社が該当すると認める行為を行ってはなりません。

- (1) 当社に郵便物の配達又は荷物の運送業務を委託する以外の目的で、本サービスを利用すること。
 - (2) 当社から通知した料金別納及び料金後納の承認に係るお客さま番号であって、JP Business ToolBoxの利用者登録に用いた番号により差し出す荷物以外の荷物について、本サービスを利用すること。
- 2 当社は、利用者が前項各号の一に該当する場合、利用者に対して本規約第8条柱書に準じてこれを行うものとします。

第4条（情報の削除）

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は利用者に事前の通知を行うことなく、利用者が本サービスの利用上登録又は保存した情報（以下「利用情報」といいます。）を削除できるものとします。

- (1) 本サービスの利用後、当社所定の期間を経過した場合
- (2) 利用情報の容量が、本サービスに係るシステムに障害を生じるおそれのある容量を超えたと当社が合理的に判断した場合
- (3) 本サービスの運営又は保守管理上、利用情報を削除する必要があると当社が合理的に判断した場合
- (4) 本規約第9条に基づき本サイトの利用の停止又は利用者資格を喪失した場合その他本規約に基づき本サービスの提供が終了した場合
- (5) その他法令の規定又は社会通念に従って利用情報を削除する必要があると当社が合理的に判断した場合

附則（2022年6月17日 決裁番号 2022-日郵業 0074）

本規約は、2022年6月27日から実施します。